

# 道庁職員夫婦強盗殺人事件 最決平11・12・16

村岡啓一 弁護士

## 事案の概要

本件は、大学在学中の一人娘A(当時一九歳)が愛人X(当時二三歳)とともに自分の実家で就寝中の両親を包丁で刺殺したうえ、死体を車両ごと原野に埋めたという衝撃的なものであり、第一審および控訴審の被告人Xに対する無期懲役刑に対し、検察官が死刑相当を主張して異例の上告をした事件(「道庁職員夫婦強盗殺人事件」と呼称)である。(最決平一・一一・一六判例時報一六九八号一四八頁。上告棄却)。

認定された犯罪事実は、次のとおりである。「被告人Xは、A(当時一九歳)

と共謀の上、Aの両親(いずれも当時四五歳)を殺害して金品を強取しようとして、札幌市内の居宅で就寝中の両親を包丁で突き刺して失血死させ、現金、貯金証書、預金通帳、生命保険証券等を強取し、その後、郊外の原野において、自動車の座席に乗せた両親の死体にガソリンを散布して着火し、自動車とともに土中に埋没させて遺棄し、そのころ、強取した貯金証書、預金通帳、生命保険証券等を利用し、関係書類を偽造、行使して、預貯金や生命保険の解約等の名目で合計四五八万円余を騙取した」。

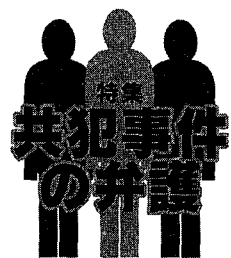
本件の審理は、共犯者である未成年Aとは別の裁判体によってなされた。

その理由は、Aについても、刑事処分相当として家裁から逆送されて刑事公判が開始されたが、Aが被告人Xによる「洗脳」行為支配を理由に無罪を主張し、共犯者間の責任の存否および程度が深刻な争点になることが捜査段階から判明したからである(逮捕直後、一人の当番弁護士が被疑者両名に接見をしたが、利害相反にあたることから、直ちに別の当番弁護士がAに就いた)。Aの審理において、第一審はAの無罪主張を退けて検察官の求刑どおり無期懲役刑を言い渡した。これに対しAは控訴を申し立てたが、被告人Xに対する事件の双方控訴により同一裁判体で審理されることが判明

した後、控訴を取り下げ、無期懲役刑が確定した。

## 争点

殺人および死体遺棄の外形的事実については、大筋において、被告人両名に争いはなかったが、いずれが首謀者であったかについては、深刻な対立があった。動機は何か、数次にわたる殺害計画を立案したのは誰か、事前準備および実行における共犯者間の役割分担、とりわけ誰が当初の計画(ネクタイによる絞殺を變更して包丁による刺殺を決意したのか、事後の死体遺棄を含む証拠隠滅工作(両親の入り



自殺を偽装)の首謀者は誰か等々「主  
導性に関する重要な事実」をめぐって  
被告人兩名の主張はことごとく対立  
した。

事件の構図として両者の主張を対  
比させれば、おおよそ次のようにな  
る。

〔Aの主張〕被告人Xが、自己の金銭欲  
を満たすため、被害者夫婦の一人娘で  
当時未成年であったAを籠絡して共  
犯者に巻き込んだのが本件である。A  
には両親殺害の動機はなく、被告人X  
の心と体をつなぎ止めるために、Xの  
提案に引きずられて犯行に加担した  
ものであるから「従属的」立場にとど  
まる。

〔Xの主張〕Aが一人娘として財産を  
自由にしたという利欲的動機に加え  
て、自らの自由な生活を束縛しよう  
とした両親に対する感情的反発から、  
自我確立のための通過儀礼としての  
「親殺し」を実行したのが本件である。  
被告人XはAとの生活をAの両親に  
よって破壊されることを恐れ、Aの愛  
情を失うまいとして追隨して実行行  
為に及んだものであるから、Aこそが  
「首謀者」である。

事件発覚後からマスコミの論調は、

世間知らずの素直な娘が女たらしの  
被告人Xの甘言に乗せられて両親殺  
害に及んだかわいそうな事案という  
理解であった。警察および検察におい  
ても、取調べを担当した捜査官がAの  
供述内容に誇張や虚偽のあることを  
認識しながらも、基本的には、X主犯

A従犯説に従い、被告人Xの弁明はA  
に対する責任転嫁とみられた。その結  
果、検察庁はAに対し無期懲役を求刑  
し、被告人Xには死刑を求刑する方針  
をとった。

共犯事件の類型でいえば、Aの主張  
に従えば、巻き込み型の冤罪であり、  
Xの主張に従えば、責任転嫁を目的と  
する誇張型ということになる。

一般に共犯事件の場合、犯行全般に  
わたって主導的な役割を果たした場  
合には死刑選択の情状となり、従属的  
加担者にすぎない場合には、死刑回避  
の方向に傾くことが知られている  
(最新重要判例評釈(二二)現代刑事  
法一―号五四頁)。したがって、本件の  
場合、被告人Xにとって「首謀者性の  
認定」は単なる一量刑事事情の確定にと  
どまらず、死刑を帰結しかねない極め  
て重大な事実認定の性格を有するこ  
ととなったのである。

## 弁護活動でとくに配慮した点

永山事件判決(最二判昭五八・七・八  
刑集三七卷六号六〇九頁)が定立した  
死刑選択の基準に照らすと、被害者の  
数、殺害方法の執拗性・残酷性の点か  
らみて、被告人Xに対して十分死刑判  
決が予想できた。そこで、弁護人ら(当  
初、当番弁護士から私選弁護人になっ  
た二名が担当していたが、第一審公判  
審理の途中から筆者が私選弁護人と  
して加わり、三人体制となった)は、被  
告人の納得のいく裁判を実現するこ  
とを第一義とし、被告人の意思を裁判  
所に正確に伝える「法廷通訳」の役割  
に徹することにした。被告人Xは面前  
で繰り返されるAの証言がことごと  
くXに敵対的であることに悩み、苦  
しみ、その「偽証」を容認しているかに  
みえた裁判所および弁護人に対し、不  
信感を増幅させていたからである。裁  
判長からの示唆を受けて被告人Xが  
作成した共犯者Aの「偽証録」は便箋  
四冊、二二六―項目に及んだ。

弁護人も、被告人XとAとが行動を  
ともにしながら、単なる評価の違いに  
とどまらないまったく相反する事実

を互いに主張しており、事件の構図が  
完全に相反していることから、いずれ  
か一方が偽証をしており、部分的な真  
偽判定が問題になる事案ではないと  
理解した。

被告人Xは、最初に接見した当番弁  
護士から「真実に中間はない」との指  
導を受けており、有利不利を問わず事  
件の全貌を話すことを約束していた  
ので、捜査段階の供述および公判廷で  
の供述は一貫していた。さらに、Xは  
証人として出頭したAの公判廷にお  
いて、解剖医が見落としていた被害者  
母の後頸部の刺突箇所を明らかにし  
たほか、弁護人に対して、最初の両親  
殺害計画に使用するはずであったス  
タンガンを実際に若い女性に実験し  
た事実、および、直前の殺害計画はネ  
クタイによる絞殺であったので、絞殺  
後の死体を埋める穴を犯行前日に郊  
外の工場敷地内に掘っていた事実を  
初めて明らかにした。こうした「秘密  
の暴露」は、被告人Xの供述が信頼で  
きることを弁護人に確信させるには  
十分であったが、問題はいかにして裁  
判所に対し弁護人と同じ認識、すなわ  
ち、偽証しているのはXではなくAで  
あることを認識させることができる

かであった。

## 弁護活動の内容

### 1 共犯者の証言の弾劾

本件においては、両親に致命傷を与えた刺突行為をした実行行為者が被告人Xであること(実行行為における主導性)に争いはなく、もっぱら量刑に関わる「首謀者性」の認定が争点であったから、弁護活動は、被告人XとAの出会いから殺害計画の立案とその変遷、実際の殺害行為に至るまでのディテール、殺害後の死体処理および自殺偽装のすべてにつき、主張が対立している限り、どんな些細なできごとでも弾劾の対象とした。寝室での凶行に限定してしまえば、被害者兩名が死亡している以上、共犯者同士の主張は対立したまま水掛け論に終わるが、事件の全体像まで対象を広げるならば、数多くの情況証拠から一定の推論が可能となり、いずれが虚偽を述べているかは自ずと判明すると考えたのである。ちょうど、まだら模様の残雪を眺めて全山を覆っていたかつての雪景色を思い描くことができるのと同じことを期待したのである。

### (1) 偽証パターンの解析

Aの証言を弾劾するにあたっては、すでに先行していたA自身の公判廷供述および捜査段階の供述調書があったので、まず、その変遷過程を追跡して予想される証言内容を想定した。次いで、その証言がすでに明らかになっている情況証拠および客観的な事実とどのように矛盾するかを検討した。Aが自ら偽証していることを認めることはありえないと考え、Aの否定にもかかわらず、裁判所がAの偽証であることを素直に理解できる、いわば「裁判所に対する説得」に重点を置いた尋問を心がけることにしたのである。

紙幅の関係上、反対尋問の詳細をここに明らかにすることはできないが、弁護人が分析したAの偽証のパターンは一般性を備えており、供述の信用性を判断する際に有益と考えるのでここに例とともに紹介しておこう。

①関係者の「科白・会話」を「いかにも本当らしく」直接話法で創作する  
 「X」これが何かわかるか? 「A」何? 何? 何なの? …… 「X」死体だ。お前は本当にものわがりの悪いバカなヤツだ。お前の親に決まってるだろう

が)。

②関係者の「行動」や「性格」を創作する(AはXから変態的SM行為を強要され、継続的に暴行を受けたと証言したが、Xにその傾向がなかったことが後の鑑定結果から判明した)。

③実際にあった行為は認めながらも「日時・場所」を自分に都合よく変える(Aが偽造した母親の偽遺書は殺害行為前に作成されたが、計画性を否定するため、殺害後に作成したことにした)。

④誰にもわからない自らの「内心の感情」を誇張する(Aは「お父さんとお母さんのこと考えると、怖くて怖くて、同時にかわいそうでたまらない思いで一杯でした」と述べながら、両親殺害後、とんかつを食べていた)。

(2) 「秘密の暴露」による弾劾  
 弁護人にとって、被告人Xが前記スタンガン事件と穴掘り事件を公判廷で明らかにすることは、一面において、計画性をさらに裏づける不利益事実の開示であったから、ためらいがなかったわけではない。しかし、共犯者Aの偽証を暴くためには、同じ踏み絵を突きつける必要があると判断した。当初、Aはスタンガンの購入および

人体実験の事実を否定したが、A自身の備忘録にスタンガン購入を示す記載があったこと、そして、人体実験の際、被告人Xが撮影した被害女性の写真に被害者を押さえつけているAの手が写っていることを指摘されて、最後はスタンガンによる人体実験を認めた(また、事前の埋葬用の穴掘りに ついても、弁護人が撮影したスコップ二丁と現場の写真を見せられて、事実上、スコップの使用を認めた)。しかし、偽証の点については、被害女性を

実際に拉致した「建物」と弁護人が指摘した拉致の場所とが違ってから偽証したわけではないと強弁した。同様の強弁は、裁判官の補足質問においてもなされた。裁判官が、殺害後換金して得たお金の使い道を尋ねた際、Aは使途を考えたことはないかと回答していたが、Aの電子手帳に打ち込まれていたショッピング・リストを示されるや、そのリストは奪った金ではなく自分の金で買うつもりで記載したのだから偽証ではないと強弁した。

裁判所はAの偽証を見抜いていたが、Aの偽証を決定づけたのは、Aの精神鑑定を担当した福島章教授の鑑定書であった。Aは本来の知能指数が

「IQ一五から二三〇の優秀域にあるにもかかわらず、知能検査を作為的に受験して「IQ七一の普通域と精神遅滞境界域」にあるかのごとく見せかけていたのである。そして、福島鑑定はXとAを「鍵と鍵穴」と表現し、いずれか一方が欠けても両親殺害は実現しなかった「一心同体」の犯行であることを示唆していた。

## 2 被告人の精神鑑定

主導性をめぐる間接事実の中で解明が不可欠であったのが、犯行の動機であった。被告人Xの精神鑑定を担当したのは東京医科歯科大学の山上皓教授であった。山上教授により、被告人Xは「強い依存的愛情欲求を有し、これを完全に満たしうる理想の女性を求め続けてきた。被告人にくり返し見られる女性に対する熱愛と強い結婚願望は自己愛傾向と依存的愛情欲求という性格特徴を基礎としている」と分析され、Xの述べる精神的動機、すなわち、Aとの幸福な世界を破壊しかねないAの両親の干渉を人生の危機と捉え、Aの「親殺し」を手伝わなければAに「捨てられる不安」の下、Aの愛情を失うまいとして敢行したとの

説明は「被告人の性格・心理特性から見れば、充分了解可能」と判断された。世間に浸透していた「悪い男にたぶらかされたかわいそうな女子大生」の物語が実は、理想の女性に捨てられまいとした哀れなマザコン男」の物語であったことが心理学的に裏づけられたのである。Aの公判廷における明白な偽証と相まって、マスコミの態度が一変したことはいうまでもない。

被告人Xの人格像から、事前の計画であったネクタイによる絞殺から包丁による刺殺への突然の変更が困難であることも明らかとなった。心理的障害からネクタイによる絞殺を断念したXに対し、急遽、Aが自宅にあった包丁を渡した結果、当初の予定になかった刺殺が敢行された。XとAは、大量の出血という予想外の事態に処するため、当初の「完全犯罪」の目論みは崩れ、泥縄式に原野を買い車両ごとと死体を埋めるという計画変更を余儀なくされたのである。

## 3 量刑理論の検討

残された課題は、裁判所に死刑を回避してもらうための量刑理論を提示することであった。一般に、共犯者と

の刑の均衡が量刑の重要な要素であることは知られている。第一審の弁論に至る前に、Aについては別の裁判体で無期懲役の判決が宣告されていた。Aは控訴をしていたが、死刑になる可能性は法的になかった。そうであるならば、刑の均衡上、被告人Xに死刑を科するには、無期懲役と死刑という刑

の質的差違を合理的に説明するに足りるだけの量刑事情の差が認められなければならないはずである。しかし、本件では、被告人XとAとの間に歴然といえるほどの差はなく、Aの存在がなければ両親の殺害はなかったという意味で「一心同体」の犯行であった。Aが無期懲役であるのにXを死刑に処することは、バランスを欠き、量刑誤判に当たると考えられた。

裁判所は、明示こそしなかったものの同じ考え方をとって、被告人Xに無期懲役を言い渡した。そして、控訴審裁判所も第一審判決の量刑を支持したのである(前記判例時報一六九八号一五二頁)。

(最高裁決定は、原判決の量刑に関する基礎事実の認定につき事実誤認があったとしたが、結論としては、無期懲役刑を維持した。この趣旨は、死刑

と無期懲役のあまりに隔絶した刑の選択につき、事実審裁判所の裁量の幅を尊重したものと見える。しかし、弁護人の眼から見れば、実際に事実審理を担当していない者による書面審査の危うさを見る思いがする。最高裁は、首謀者はXだと言っているのに等しいのであるから。)

(むらおか・けいいち／札幌弁護士会)

